

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の監査、監督機能の強化や意思決定の迅速化を更に推進して行く観点から、2020年6月26日開催の第64期定時株主総会の決議を経て、監査等委員会設置会社に移行しております。株主の皆様をはじめとした様々なステークホルダーの利益に適うようにすることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しており、これを実現するため、「意思決定の迅速化」「企業行動の透明性の確保」「アカウンタビリティの充実」に取り組んでおります。

- ・当社は継続的な企業価値向上を具現化していくために、コーポレート・ガバナンスの強化が必要であると認識しており、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築しております。
- ・当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として内部統制システムの整備・強化に取り組んでおります。
- ・当社は1名の社外取締役(監査当委員を除く)を選任しており、また、監査等委員3名は、常勤・非常勤を問わず全員が社外取締役であることから、独立性の高い役員により取締役の会社経営を監視できる体制となっております。
- ・経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するために、機関設計として監査等委員会設置会社を採用するとともに、執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化を図っております。
- ・役員の指名・報酬等に関し社外取締役の適切な関与・助言を得るべく、諮問機関としての指名報酬委員会を設置・活用することにより、統治機能の更なる充実を図っております。
- ・当社と親会社グループとの取引の公正性及び透明性を確保するとともに、当社の少数株主の利益の保護に資することを目的として、取締役会の諮問機関として社外取締役全員で構成する社外役員審議委員会を設置しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しております。

【補充原則1-2】

当社は、招集通知に記載する情報の正確性を担保するため、法令に定められた日程に基づいて招集通知を発送しており、また、招集通知発送当日にTDnetや当社ウェブサイトで公表を行っております。株主が総会議案について十分な検討期間を確保できるよう、今後、招集通知の早期発送及び早期開示について検討してまいります。

【補充原則1-2】

住友化学のグループ傘下となって以降、住友化学や住友化学グループの上場子会社との総会開催日の重複を避けるという観点より開催日の調整を行っておりますが、今後も正確な情報提供等の観点を考慮し、引き続き日程の適切な設定を検討いたします。

【補充原則1-2】

当社は議決権の電子行使については、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望も参考にしつつ、各種手続・費用等を勘案し、現状導入を見送っておりますが、今後も引き続き導入の要否を検討いたします。招集通知の英訳につきましても、外国人株主比率の動向も踏まえ、現状実施を見送っておりますが、今後も引き続き実施の要否を検討いたします。

【原則1-3】

資本政策の基本的な方針は策定しておりませんが、当面は収益の向上を通じて業績の黒字化、および復配を目指してまいります。

【補充原則3-1】

英語での開示につきましては、外国人株主の比率の動向も踏まえ、現状実施を見送っておりますが、今後も引き続き実施の要否を検討いたします。

【補充原則4-1】

当社では3年単位で中期事業計画を策定しておりますが、特に2020年以降、車の電動化の立ち上がり時期にも差し掛かり、さらに新型コロナウイルス感染症の問題も重なって事業環境の変化が著しく、製品の数量見通しが月替わりで変化していくような状況でありました。初期に策定した中期事業計画の修正を何回も繰り返していく必要があり、こうしたなかで中期計画として対外的に示すことは関係者をミスリードし、混乱を招くことになるので対外公表は差し控えております。決算業績及び事業の概況のタイムリーな開示に努め、具体的な数値目標については開示を見合わせます。折々の状況に応じた確かな判断が出来るよう努めてまいります。

しかしながら、中長期の展望という時間軸で考えた場合は、大型増強を終えた福井工場の設備をフルに活用し、安定して利益が得られる事業構築を構築することが必要であると考えております。

取締役会は中期事業計画との整合性を持たせた年度事業計画と部署別重点施策を策定の上、その執行を監督し、検証・確認の上、当社開示資料にて反映させるよう努めてまいります。

【原則4-11】

詳細は補充原則の4-11 ~ に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11】

当社は取締役会の役割・責務を実効的に果たし、迅速な意思決定を行うべく取締役については優れた人格、見識、能力、海外勤務などによる国際経験を含む事業に係る豊富な経験、幅広い知識を有するとともに高い倫理観をそなえた者で構成しております。今後は、ジェンダー、国際性、職歴、年齢などの面から、多様性をさらに追求してまいります。

また、スキル・マトリックスをはじめとした取締役の有するスキル等の組合せの開示については、今後検討してまいります。

なお、当社は、他社での経営経験を有する独立社外取締役を選任しております。また、取締役の選任に関する方針・手続は「[原則3 - 1()]」に記載しております。

【補充原則4 - 11】

当社の取締役会の実効性評価については、今後は全取締役に対してのアンケート調査を実施し、その結果を取締役に報告する等の方法を検討いたします。

【原則5 - 2】

当社では3年単位で中期事業計画を策定しておりますが、近年、自動車の電動化が始まり、本格化の兆しを見せているなか、二次電池を巡るサプライチェーンは自動車メーカーのみならず、鉱物資源メーカーといった原料メーカーまで巻き込んでグローバルに再構築されようとしております。加えて、新型コロナウイルス感染症の世界経済に与える影響や、投機マネーや国際社会での覇権争いが及ぼす影響など、先行きがこれまで以上に見通しにくい状況となっており、当社の事業環境を見極めるのが非常に困難な状況にあります。こうした状況のなかで中期事業計画として対外的に示すことは、株主をはじめ関係者をかえってミスリードさせ混乱を招きかねないと考え、誠に遺憾ながら対外公表を差し控えております。同様に、決算業績及び事業の概況のタイムリーな開示に引き続き努めてまいります。具体的な数値目標については開示を差し控えてまいります。このように先行き見通しを的確に把握するのが非常に難しい状況のなかで、状況変化への迅速な対応という点では、執行役員会議を中心にその時々々の状況を適時適切に把握して対策を実行し、事業環境が一変するような大きな変化に対しては、取締役会を中心に今後の方向性について大所高所から判断することによって、安定した収益確保を目指してまいります。なお、資本政策の基本的な方針は策定しておりませんが、当面は収益の向上を通じて業績の黒字化、および復配を目指してまいります。

【補充原則5 - 2】

事業ポートフォリオに関する基本的な方針は策定しておりませんが、折々の状況に応じ株主や投資家が的確な判断が出来るよう、決算業績及び事業の概況のタイムリーな開示に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しております。

【原則1 - 4】

(政策保有に関する方針)

当社は、円滑な事業運営、取引関係の維持・強化などを目的として、中長期的な経済合理性や将来見通しを総合的に勘案した上で、必要と判断される場合に限り、株式を政策的に保有します。保有する株式については、事業環境の変化・リターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しなどを踏まえ、毎年取締役会において対外的な保有のねらい・合理性についての具体的な説明を行い、保有の適否を検証する等、適宜見直しいたします。なお、保有の必要性がないと判断された場合には市場動向をみながら売却する方針としています。

(政策保有株式に係る議決権の行使基準)

政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、当該議案の内容が投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的な成長につながるかどうか、また当社の株主利益を毀損するおそれがないかとの観点から、個々の議案毎に検討を行い、賛否を判断することとしています。

(保有の適否の検証とその結果)

政策保有株式については、取締役会において上記「(政策保有に関する方針)」をふまえて保有の妥当性を毎年検証しております。

2021年度は、取締役会での検証結果をふまえ保有している3銘柄を継続保有することといたしました。

【原則1 - 7】

当社と取締役(監査等委員である取締役を含む)との利益相反取引については、法令及び取締役会にかかる社内規則に基づき取締役会の決議および報告を要することとしております。また、当社と関連当事者との取引については、市場価格、総原価等を勘案して毎期価格交渉を実施しており、その取引の状況については「株主総会招集ご通知」及び「有価証券報告書」において開示しております。

【補充原則2 - 4】

当社では、SDGsの目標5である「ジェンダー平等を実現しよう」という国際目標に基づきダイバーシティを推進し、全ての従業員がさまざまな状況において能力を最大限発揮できる働きやすい職場環境づくりが必要であると考えております。その一環として、女性の活躍推進に焦点を当て、より多くの女性が活躍できる環境を整えるための諸制度の整備を積極的に展開しております。また、優秀な人材については性別、国籍、障がいの有無等の属性に依ることなく積極的に採用及び登用する方針としており、全ての社員に平等な評価及び登用の機会を設けているため、属性毎の目標数値は敢えて設定しておりません。なお、焦点を当てている女性の活躍推進においては、2021年9月1日現在で従業員343名のうち、女性従業員の割合は19.2%、女性管理職の割合は3.9%となっております。

【原則2 - 6】

当社は、企業年金の担当部門に適切な人材を計画的に登用しております。

また、運営面においては、安定的な運用を基本ポリシーとし、委託先と協議の上、適切に運用しております。

【原則3 - 1】

()会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社ウェブサイトの「[会社情報]」の社訓・経営理念」に記載しております。また、経営戦略等については、「有価証券報告書」に記載しております。

()コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「 - 1. 基本的な考え方」に記載しております。

()取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の「 - 1【取締役報酬関係】」に記載しております。

()取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

<方針>

取締役(監査等委員である取締役を含む)候補の指名については、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点から、業績、知識、経験、人格・識見等を総合勘案してそれぞれの責務に相応しい人物を選任いたします。

< 手続 >

- ・代表取締役が、方針に則り、取締役(監査等委員である取締役を含む)候補に相応しい人物を選任いたします。
- ・人選結果については、取締役会および株主総会で審議し決定いたします。
- ・なお、独立社外役員を主要な構成員とする「指名報酬委員会」を設置しており、取締役(監査等委員である取締役を含む)候補の選任に際して助言を得ます。
- ・取締役(監査等委員である取締役を含む)の解任については、不正・不当の行為もしくは法令・定款に違反する行為など相応しくない事由があった時は、取締役会で決議し、株主総会に付議いたします。

()取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

・取締役(監査等委員であるものを除く)

横川和史氏は、1985年に住友化学工業株式会社(現住友化学株式会社)に入社し、2015年4月から同社大阪工場長として工場運営に4年間携わり、当社には2019年4月に入社。これまでに得た知識と経験をもとに、今後の当社事業の発展に貢献すると考えております。

久野和雄氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営の監督に活かし、当社の社外取締役・独立役員として重要な役割を果たされております。

小坂伊知郎氏は、技術系出身であり、住友化学株式会社で長年化成品事業に携わってきており、その経験と幅広い見識により有益な意見を頂いております。

田中浩氏は、東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社)、双日インシュアランス株式会社に長年勤務され、その経験と幅広い見識により有益な意見を頂いております。

・監査等委員である取締役

大嶋哲夫氏は、これまで培ってきたビジネス経験をもとに、幅広い見識に基づいた客観的、中立的な監査・監督業務を通じて取締役会の更なる機能化を図ることを期待し選任いたしております。

増田仁視氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、企業の操業・開業の支援、経営計画の策定支援、資金繰り計画の支援を行う等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するため選任いたしております。

井上毅氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しており、専門的な知識と豊富な経験を有するため選任いたしております。

【補充原則3 - 1】

当社のサステナビリティの取り組みについては、当社ウェブサイトの「[会社情報]のサステナビリティ」に記載しております。

また、人的資本に関しては、待遇や業務内容等において男女の区別なく、機会の平等を確保するとともに、能力・職責等に基づき適切に評価しております。労働安全衛生面においても取り組みを強化し、厚生施設を充実させることで働く環境を良好に保ち、労働環境の改善・向上を図るとともに、メンタルヘルス調査を実施するなどし、社員の心身の健康を維持できるよう努めております。また、社員のレベルアップ・研鑽のため、研修参加等を支援する投資を行っております。

知的財産への投資は、戦略知財委員会を設置し、知財方針、特許の棚卸、報奨金の支給に関する要否等を検討し、必要に応じて実施しており、また、海外・国内を含めた特許出願料や特許管理システム、及び特許調査システムを導入して市場調査に投資しております。

その他、親会社である住友化学が使用するソフト(グローバル特許調査ソフト)の使用や、同社での知財関連の講習、及び福井大学での知財関連講習にも参画しております。

【補充原則4 - 1】

当社は、意思決定機関としての取締役会と、業務執行体制としての執行役員会議を設けております。取締役会は、取締役会にかかる社内規則に基づき、法令および定款に定められた事項のほか、経営に関する方針や重要事項等を決定しております。執行役員会議は、執行役員(社長執行役員を含む5名)、常勤の監査等委員である取締役、及び社長が指名した者で構成されており、経営意思決定の充実、及び業務執行の迅速化を図っております。

【原則4 - 9】

当社は、社外取締役を独立役員に指定する基準を定めております。当該基準については、本報告書の「 - 1. [独立役員関係]」に記載しております。

【補充原則4 - 11】

当社は、取締役(監査等委員である取締役を含む)の他の会社役員兼任状況を「株主総会招集ご通知」及び「有価証券報告書」において、毎年開示しております。

【補充原則4 - 14】

当社では、取締役(監査等委員である取締役を含む)が期待される役割、責務を適切に果たすため、取締役(監査等委員である取締役を含む)ならびにその候補者に対し、親会社である住友化学のグループ会社を対象とした新任役員研修へ参加させております。今後は、経営に関する知識習得や視野拡大等のために外部の各種研修、相互研鑽活動への参加も検討してまいります。

【原則5 - 1】

当社は、株主への説明責任を果たすため、当社ウェブサイトによる情報開示の実施等により、当社への正しい理解を得るとともに適正な株価形成と企業価値向上に繋げるため、株主との間で、適時、適切なコミュニケーションを行っております。

株主との対話は、情報開示担当役員が統括し、総務人事部が主管部署として関連部署と連携して適切な情報収集に努めるとともに、取締役等による株主との対話の機会を設けるべく努めております。

なお、株主との対話に際してはコンプライアンスを徹底し、インサイダー情報の漏洩には十分留意しております。対話によって把握された意見は取締役会に報告されます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友化学株式会社	16,407,200	50.43
田中 保	1,264,200	3.88
株式会社三菱UFJ銀行	460,000	1.41
田中 浩	300,000	0.92
株式会社福井銀行	300,000	0.92
田中 弘	220,000	0.67
INTERACTIVE BROKERS LLC	217,600	0.66
住友生命保険相互会社	210,000	0.64
小林 裕武	185,000	0.56
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	173,600	0.53

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	住友化学株式会社 (上場:東京) (コード) 4005

補足説明 更新

割合の算出にあたっては、小数第三位を切り捨ててしております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社である住友化学株式会社(以下、住友化学という。)は、当社の議決権の50.43%(2021年3月31日現在)を所有しており、当社は同社の連結子会社となっております。

東京証券取引所の適時開示制度に則って、2021年5月12日に「支配株主等に関する事項について」を公表開示し、当社と住友化学及びグループ会社との関係や取引を開示しました。この開示は、事業年度経過後3ヶ月以内に行っています。

また、2017年5月12日に社外役員審議委員会を当社の少数株主の利益の保護に資することを目的として、設置しました。

詳細は、27)を参照下さい。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社の親会社は住友化学株式会社であり、当社の議決権の50.43%を所有しております。

当社は、2016年10月に住友化学グループに属して以降、住友化学グループの一員として次世代リチウムイオン二次電池の正極材料の共同開発及びシナジー効果の追求を推進しております。

2021年9月1日現在で22名の出向者(兼務出向者2名を含む)を受け入れ、住友化学との共同開発や同社からの職員の派遣等を通じた人材の交流等により、技術、製造、販売、購買等の各分野でシナジー効果が実現されると考えております。

また、住友化学グループに属することで、顧客からの信頼性や企業価値の向上を図れているものと認識しております。

当社は、住友化学グループと協力関係を保ちながら事業展開を行う方針ですが、親会社からの当社執行役員の就任及び出向者の受け入れを含め、当社独自の判断と自己責任に基づく決定を行っており、当社の独立性の確保には問題がないものと考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
久野 和雄	他の会社の出身者													
大嶋 哲夫	他の会社の出身者													
増田 仁視	他の会社の出身者													
井上 毅	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久野 和雄				同氏は事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営の監督に活かし、取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、取締役に選任しております。 また、同氏は当社と取引上の利害関係がなく、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、かつ一般株主との利益相反の恐れがないものと判断し、東京証券取引所所有価証券上場規定第436条の2に基づき、独立役員として選定したものであります。

大嶋 哲夫			1978年4月～2015年6月18日まで約37年に渡り、住友商事(株)の従業員として従事。その当時住友商事は当社の主原料の仕入れ先であった。住友商事を退職後、その翌日より当社監査役に就任。現在は住友商事を完全に退職して約6年が経過しております。	同氏はこれまで培ってきたビジネス経験をもとに、幅広い見識に基づいた客観的、中立的な監査・監督業務を通じて取締役会の更なる機能化を図ることを期待し、監査等委員である取締役に選任しております。 また、同氏は当社と取引上の利害関係がなく、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、かつ一般株主との利益相反の恐れがないものと判断し、東京証券取引所所有価証券上場規定第436条の2に基づき、独立役員として選定したものであります。
増田 仁視				同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、企業の操業・開業の支援、経営計画の策定支援、資金繰り計画の支援を行う等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するため、監査等委員である取締役に選任しております。 また、同氏は当社と取引上の利害関係がなく、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、かつ一般株主との利益相反の恐れがないものと判断し、東京証券取引所所有価証券上場規定第436条の2に基づき、独立役員として選定したものであります。
井上 毅				同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士資格を有しており、専門的な知識と豊富な経験を有するため、監査等委員である取締役に選任しております。 また、同氏は当社と取引上の利害関係がなく、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、かつ一般株主との利益相反の恐れがないものと判断し、東京証券取引所所有価証券上場規定第436条の2に基づき、独立役員として選定したものであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を常置していませんが、監査等委員会は、監査等のために必要な場合には取締役、支配人その他の使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求めるほか業務等の状況の調査を求めることができることとされ、また、当社の「内部統制システムの整備の基本方針」において「取締役(監査等委員である者を除く)は、監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助する使用人(以下「監査等委員会スタッフ」という)として適切な人材を配置する」と定めております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社外取締役は内部監査部門、監査等委員会及び会計監査人の監査における重要な事項について報告を受けており、必要に応じ監査担当者及び内部統制部門にヒアリングを実施するなど、経営の監督機能の向上を図ります。また、監査等委員会は前項記載のとおり内部監査部門や会計監査人と連携して監査等委員会監査を実施するとともに、内部統制委員会へのオブザーバーとしての参画や、必要に応じ内部統制部門にヒアリングを実施するなど、牽制機能の強化を図ります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	2	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	2	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

上記、指名報酬委員会は、取締役(監査等委員である者を除く)候補者の指名案、監査等委員である取締役候補者の指名案、取締役(監査等委員である者を除く)の報酬等、監査等委員である取締役の報酬等について取締役会からの諮問を受けて審議し、答申する機関として設置しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

2020年5月12日に㈱田中化学研究所 独立役員の指定に関する基準を制定しております。詳細は以下の通りです。

1. 本基準は、当社が当社の社外取締役を国内各証券取引所の有価証券上場規程に規定する独立役員に指定するにあたっての要件を定める。
2. 以下の各号のいずれにも該当しない場合、当社は、その者を独立役員に指定することができる。
(1) 当社および当社の子会社の業務執行取締役、執行役員および部長職相当の従業員(以下「業務執行者」という。)
(2) 当社の親会社および兄弟会社(親会社の子会社)の業務執行者
(3) 次に掲げる当社の主要な取引先またはその業務執行者
当社に製品もしくは役務を提供している取引先または当社が製品もしくは役務を提供している取引先であって、独立役員に指定しようとする直近の事業年度において取引総額が当社単体売上高の2%を超える者または当社への取引先連結売上高の2%を超える者
当社が借入れを行っている金融機関であって、独立役員に指定しようとする直近の事業年度にかかる当社事業報告において主要な借入先として氏名または名称が記載されている者
(4) 当社から役員報酬以外の報酬を得ている弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、独立役員に指定しようとする直近の事業年度において当社から1000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
(5) 当社と取引のある法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、独立役員に指定しようとする直近の事業年度において当社からその団体の連結売上高の2%以上の支払を当社から受けた団体に所属する者
(6) 当社の株主であって、独立役員に指定しようとする直近の事業年度末における議決権所有割合(直接保有および間接保有の双方を含む。)が10%以上である者またはその業務執行者
(7) 過去において上記(1)に該当していた者または過去1年間において上記(2)から(6)に該当していた者
(8) 上記(1)から(7)に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
(9) 前各号に定める要件のほか、当社的一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者
3. 前項各号のいずれかに該当しない場合であっても、独立役員としての責務を果たせないと判断するに足る事情があるときには、当該社外取締役を独立役員に指定しないこととする。
4. 独立役員の指定に際しては、指名報酬委員会の諮問を経た上で本人の書面による同意に基づき当社が上場している証券取引所に届出を行う。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では、過去に5回のストックオプションを実施しております。
その内容は下記のとおりとなっております。

- (1) 1999年11月8日臨時株主総会決議による新株引受権
目的たる株式の数 280,000株
1株あたり払込金額 425円
付与対象者 取締役4名及び使用人34名
権利行使期間 2001年12月1日～2004年11月30日 権利行使期間満了
- (2) 2000年6月29日定時株主総会決議による新株引受権
目的たる株式の数 48,000株
1株あたり払込金額 2,500円
付与対象者 使用人11名
権利行使期間 2002年8月1日～2004年11月30日 権利行使期間満了
- (3) 2001年6月28日定時株主総会決議による新株引受権
目的たる株式の数 70,000株
1株あたり払込金額 580円
付与対象者 取締役1名及び使用人13名
権利行使期間 2003年8月1日～2006年7月31日 権利行使期間満了
- (4) 2002年6月27日定時株主総会決議による新株予約権
新株予約権の数 262個
目的たる株式の数 262,000株
1株あたり払込金額 425円
付与対象者 取締役4名及び使用人33名
権利行使期間 2003年1月6日～2004年11月30日 権利行使期間満了
- (5) 2004年6月25日定時株主総会決議による新株予約権
新株予約権の数 594個
目的たる株式の数 594,000株
1株あたり払込金額 1,320円
付与対象者 取締役5名、監査役3名及び使用人54名
権利行使期間 2006年7月1日～2014年5月31日 権利行使期間満了

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与は会社の業績向上に対するインセンティブであるとの認識のもと、一部経営幹部のみならず従業員にまで付与対象者の範囲を広げることがより効果的かつ合理的であると考えております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第65期に取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)に支払った報酬の総額は47,412千円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- 1) 監査等委員会設置会社移行前(2020年4月1日から第64期定時株主総会(2020年6月26日)終結の時まで)
- イ. 取締役及び監査役の報酬については、業界水準や業績等を勘案した月例の固定報酬制としておりました。
 - ロ. 取締役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第52期定時株主総会において年額150,000千円以内と決議されておりました。
 - ハ. 監査役の報酬限度額は、1996年6月20日開催の第40期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されておりました。
 - ニ. 取締役及び監査役の個別報酬等については、前事業年度の金額を踏まえ、当社業績を勘案して決定いたしました。
- 2) 監査等委員会設置会社移行後(第64期定時株主総会(2020年6月26日)終結の時から2021年3月31日まで)
- イ. 取締役(監査等委員である者を除く)及び監査等委員である取締役の報酬については、業界水準や業績等を勘案した月例の固定報酬制としておりました。
 - ロ. 取締役(監査等委員である者を除く)の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第64期定時株主総会において、当社定款第20条1に定める7名以内の取締役(監査等委員である者を除く)を対象に、年額150,000千円以内(うち社外取締役分年額15,000千円以内)と決議されておりました。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である者を除く)の員数は5名(うち社外取締役は1名)であります。なお、各取締役(監査等委員である者を除く)に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によることといたします。
 - ハ. 取締役(監査等委員である者を除く)の個人別の報酬等の決定にあたっては、取締役会にて当社の業績や職務執行状況等を協議した上で代表取締役横川和史氏に一任し、決定いたしました。委任した理由は、当社の全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の活動について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
 - ニ. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第64期定時株主総会において、当社定款第20条2に定める4名以内の監査等委員である取締役を対象に、年額50,000千円以内と決議されておりました。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等については、監査等委員である取締役全員の協議により決定いたしました。
- 3) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針
- 当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、下記の通り役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を決議しております。
- イ. 基本方針
当社の取締役(監査等委員である者を除く)及び監査等委員である取締役の報酬については、業界水準や業績等を勘案した月例の固定報酬制としております。
 - ロ. 取締役の報酬水準、制度の決定
取締役の報酬水準や制度については、取締役会の諮問機関である「指名報酬委員会」(代表取締役1名及び社外取締役2名で構成)の答申を受けて取締役会が決定いたします。
 - ハ. 取締役(監査等委員である者を除く)の報酬限度額、個人別の報酬等の決定
・取締役(監査等委員である者を除く)の報酬限度額については、2020年6月26日開催の第64期定時株主総会において決議されたとおり、年額150,000千円以内(うち社外取締役分年額15,000千円以内)とし、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によることといたします。
 - ・個人別の報酬等の決定にあたっては、取締役(監査等委員である者を除く)に支給すべき報酬総額の妥当性を取締役会から指名報酬委員会に諮問し、答申を得た上で、代表取締役に一任いたします。代表取締役は指名報酬委員会の答申を尊重して個人別の報酬等を決定いたします。
 - ニ. 監査等委員である取締役の報酬限度額・個人別の報酬等の決定
・監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第64期定時株主総会において決議されたとおり、年額50,000千円以内とし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は監査等委員である取締役の協議によることといたします。
 - ・監査等委員である取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、監査等委員である取締役に支給すべき報酬総額の妥当性を取締役会から指名報酬委員会に諮問し、答申を得た上で、監査等委員全員がその答申内容を踏まえて協議を行い、決定いたします。

【社外取締役のサポート体制】

専任スタッフは配置していませんが、必要に応じ各部門が対応しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
田中 保	名誉顧問	当社の方向性に関する助言	非常勤、報酬なし	2018/06/22	

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のガバナンス体制は以下のとおりとなっており、現時点において、経営の監査・監督は十分に機能しており、一般株主と利益相反が生じる事を排除し、中立性の確保がなされていると判断しております。

1)取締役会

取締役会は毎月定例的に開催しております。取締役会は取締役(監査等委員である者を除く)4名(うち社外取締役1名)ならびに監査等委員である取締役3名(全員社外取締役)で構成されており、法定事項のほか重要な経営方針及び重要事項の決定と業務執行状況の報告が行われております。また、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築する為に、取締役(監査等委員である者を除く)の任期を1年、監査等委員である取締役の任期を2年としております。

2)監査等委員会

監査等委員である取締役3名は、常勤・非常勤を問わず全員を社外取締役として、高度な独立性を保持しております。また、毎月定例的に監査等委員会を開催し、重要会議への出席、稟議決裁書類閲覧等による経営情報への十分なアクセスを確保することなどにより、経営に対する監督、牽制機能の強化を図っております。

3)執行役員制度

当社では、経営管理組織整備の一環として執行役員制度を導入し、経営意思決定の充実及び業務執行の迅速化を図っております。執行役員は取締役(1名)を含む5名としております。

4)執行役員会議

執行役員によって構成される執行役員会議は取締役会が行う経営の意思決定を支える機関として、毎月2回定例的に経営戦略や重要な施策等の審議を行っております。

5)内部監査

内部監査部門として内部監査室(人員2名)を設置しております。内部監査室は監査計画に基づいた内部監査、特命事項に関する内部監査を実施し、社内各部門の業務執行状況のチェックと不正や過誤の防止に努めております。

6)会計監査

会計監査につきましては、有限責任 必ずさ監査法人を監査人に選任しております。

7)社外役員審議委員会

当社と親会社グループとの取引の公正性及び透明性を確保するとともに、当社の少数株主の利益の保護に資することを目的として、取締役会の諮問機関として社外役員審議委員会を設置しております。

親会社グループと当社との間の取引に利益が実質的に相反する事項が含まれる場合には、社外役員審議委員会において審議し、結果を取締役会に報告します。

8)指名報酬委員会

取締役(監査等委員である者を除く)候補者の指名案、監査等委員である取締役候補者の指名案、取締役(監査等委員である者を除く)の報酬等、監査等委員である取締役の報酬等について取締役会からの諮問を受けて審議し、答申する機関として、指名報酬委員会を設置しております。

9)コンプライアンス委員会

当社ではコンプライアンスを経営の根幹であると考えており、代表取締役直属の組織としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの周知・徹底を図っております。委員長を社長執行役員、委員を総務人事担当役員、常勤監査等委員である取締役、総務人事部長、内部監査室長とし、その他必要に応じて委員長が他のメンバーを選任できることとしております。

10)内部統制委員会

内部統制委員会は、内部統制監査の結果に基づく複数部署間に対する包括的な是正措置に関する対応、その他内部統制に関する課題対策を協議・立案する代表取締役直属の組織です。経理・システム担当役員を委員長とし、委員及び内部統制事務局メンバーは委員長が任命することとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の公正性及び透明性の確保の重要性を認識し、諸施策に取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスのあり方については、経営の監査・監督機能の強化や意思決定の迅速化を更に推進していく観点から、2020年6月26日の定時株主総会での決議を経て、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。今後も、企業規模や経営環境の変化等に対し、意思決定の迅速性、監視機能の実効性等を勘案しながらさらなる充実、強化に取り組んでいく所存であります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者
自身による
説明の有
無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2020年11月18日 2021年3月期第2四半期決算説明会資料のWEB配信の実施 2021年5月17日 2021年3月期第4半期決算説明会資料のWEB配信の実施 2021年10月26日 2022年3月期第2四半期決算説明会資料のWEB配信の実施 新型コロナウイルス感染予防のため	なし
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、アナリスト/機関投資家向け決算説明会資料、事業報告書、プレスリリース、招集通知、決議通知、臨時報告書	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員(1名)、担当(2名)を配置しています。	
その他	四半期決算発表後の機関投資家とのIR取材の実施(電話会議)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	サステナビリティ基本方針およびサステナビリティ活動計画を策定し、当社ホームページに掲載しております。
その他	株主総会終了後に、株主の皆様当社に対する理解を深めていただく場として株主懇談会を開催しております。(65期は新型コロナウイルス感染予防のため中止)

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として内部管理体制の整備・強化に取り組んでおります。今後も健全で持続的な発展を目指して内部統制システムを整備し運用することが経営上の重要な課題であると考え、会社法及び会社法施行規則に従い、次のとおり「内部統制システムの整備の基本方針」を決定し、もって業務の有効性、効率性及び適正性を確保し、企業価値の維持・増大につなげるべく努力いたしております。

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の遂行が法令、社会規範、定款及び社内規程に適合すること(以下「コンプライアンス」という)を確保するための体制として、取締役会、社外取締役、監査等委員会、内部監査部門並びにコンプライアンス委員会がそれぞれの機能を最大限に発揮しつつ相互に連携して目的の達成に努力する体制を基本としております。

イ. 取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備についての基本方針を決定するとともに、定期的に整備状況の確認を行います。

ロ. 取締役会には、監査等委員である取締役を含め複数名の社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持・向上を図ります。

ハ. 監査等委員である取締役は、取締役会など主要な会議に出席し、各々の有する経験及び知見に基づき種々の意見や提言を適宜行うとともに、内部統制システムの整備・運用状況を含め取締役の職務執行を監査いたします。

ニ. 内部監査部門は、監査を通じて各部門の職務の執行が法令、定款並びに社内規程に適合していることを確認いたします。

ホ. コンプライアンス委員会は、コンプライアンス管理規程及びコンプライアンスに関する規程の制定、改廃に関する取締役会への付議、コンプライアンスに関連する役職員の行動規範として「コンプライアンス・マニュアル」の整備並びに研修実施等により取締役及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。また、役職員が法令違反の疑義のある行為等を発見した場合には、速やかにコンプライアンス委員会に報告される体制を構築している上、匿名が保障された社内外からの通報制度を設け、従業員に対して制度利用の働きかけを強化しております。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、執行役員会議その他重要な会議の意思決定にかかわる情報、社長及び担当役員決裁その他の重要な決裁にかかわる情報を記録し、文書管理規程に従って保存・管理したうえ、必要な関係者が閲覧できる体制を構築しております。

3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

イ. 経営に関する重大な影響を及ぼすリスクを全体的に認識、評価、対応する仕組みを構築しており、リスク管理に関する規程を運用し、平時における事前予防体制と有事における迅速な対応並びに再発防止策を講じる体制のもと取組んでおります。

ロ. 内部監査部門は、全社のリスク管理状況をレビューするため、各部署のリスク管理状況を監査し、定期的に執行役員、関連部長及び常勤監査等委員である取締役に報告しております。

ハ. 当社経営におけるリスクのうち、収益に最も影響の大きい主原料価格リスクについては、原料部において価格リスクを持つ数量の把握を行う一方、経理・システム部において包括的に状況を把握する体制のもと取組んでおります。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の職務権限、意思決定ルール及び経理管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図ります。

イ. 取締役会は、取締役の職務執行が効率的に行われるよう職務権限(取締役に対する権限委譲を含む)と意思決定ルールを関連社内規程に定め、権限と責任を明確にしております。これらの社内規程の改廃は取締役会の決定によります。また、業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用を通じて、業務の効率化を推進しております。

ロ. 取締役会は、中期経営基本方針ならびに中期事業計画を策定し、毎事業年度において中期経営基本方針ならびに中期事業計画との整合性を持たせた年度事業計画と部署別重点施策を策定のうえ、その執行を監督いたします。

- 5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
取締役(監査等委員である者を除く)は、監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助する使用人(以下「監査等委員会スタッフ」という)として適切な人材を配置いたします。
- 6) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会スタッフの適切な職務遂行のため、監査等委員会スタッフは取締役(監査等委員である者を除く)の指揮命令を受けないものとしております。
- 7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項
取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内外からの通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査等委員会が職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告、情報提供を行うものいたします。
- 8) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は「コンプライアンス管理規程」の下に「内部通報細則」を定め、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをしないことを定めております。
- 9) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員である取締役が職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該取締役の職務の執行に関係ないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものいたします。
- 10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 代表取締役と監査等委員である取締役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つこととしております。
ロ. 取締役は、監査等委員である取締役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力いたします。
ハ. 取締役は、監査等委員である取締役の職務の遂行にあたり、監査等委員である取締役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備するものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1) 反社会的勢力排除に向けた基本方針
当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、また不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。
- 2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
反社会的勢力との関係を遮断する取組みを一層推進するため、対応統括部署を総務人事部と定め、不当要求防止責任者を配置するとともに社内体制の整備・強化を図っております。
また、総務人事部を窓口として平素より所轄警察署及び外部専門機関などと連携することにより反社会的勢力の排除に向けた情報収集並びに共有化に努め、社内への周知徹底及び注意喚起を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

リスク管理体制の整備の状況

- 1) コンプライアンス委員会の設置
事業活動において役職員が法令、社会規範及び社内規程を遵守した行動を取るための体制を構築し、その実践を推進することを目的として、社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。
- 2) 内部統制委員会の設置
財務報告に係る内部統制体制の構築及びその有効性を継続的に評価する体制を整備することを目的として、「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定し、内部統制委員会を設置しております。

株 主 総 会

選任・解任

選任・解任

選任・解任

監査法人

会計監査

取締役会

監査・監督

監査等委員会

社外役員審議委員会

答申

選定

代表取締役

答申

指名報酬委員会

報告

内部監査室

コンプライアンス委員会

内部統制委員会

執行役員会議

各業務部門

内部監査

「適時開示体制の概要（模式図）」

